

平成 25 年度第 1 回富山県防災会議原子力災害対策部会議事録

日時 平成 25 年 10 月 7 日（月）午後 1 時 30 分～

場所 富山県民会館 8 階キャッスル

1. 開会

(事務局)

お待たせいたしました。ただ今より、平成 25 年度第 1 回富山県防災会議原子力災害対策部会を開会いたします。はじめに、防災会議会長であります石井隆一富山県知事より開会のご挨拶を申し上げます。

2. 知事挨拶

(会長：石井知事)

皆さん、こんにちは。本日平成 25 年度の 1 回目の富山県防災会議原子力災害対策部会を開催しましたところ、大変お忙しい中、ご出席を賜わりまして、誠にありがとうございます。

本県における地域防災計画（原子力災害編）の見直しにつきましては、ご承知のとおり、東京電力の福島第一原発の教訓を踏まえまして、国の対応をただ待っているだけでは駄目だということで、平成 23 年 6 月から県の防災会議で議論を進めてきました。当時は、前の政権でありましたけれども、いろいろな物事がスムーズに進まないといったことがありましたので、国の原子力規制委員会の発足も遅れましたし、また原子力災害対策指針の策定も遅れたといったことで、昨年 11 月だったと思いますが、原子力規制委員会の田中委員長さん、あるいは原子力規制庁長官の池田さん、ぜひもっとスピードアップして改定指針を出してほしいというお願いに、私自身が上京して強く要請した経過もあります。

その後、今年の 2 月に国の改定指針が示されました。これを受けて、今年の 4 月に防災会議で地域防災計画（原子力災害編）を取りまとめていただいたところです。ただ、ご承知のとおり、その時点でも、まだ国の指針で安定ヨウ素剤の具体的な服用方法、また緊急時のモニタリングの在り方や PPA の導入などいろいろな点で、これからさらに検討を進めるということで、いくつかの課題が先送りされておりました。したがって、今年 4 月の防災会議の席でも、国の方針等が明確になり次第、あらためて議論いただいて、計画の再改定も行うということで了承を得てきたところです。

その後、今年の 6 月 5 日に国から改定指針が示されまして、安定ヨウ素剤の配布・服用方法、緊急時モニタリングの在り方の公開がなされました。また先月 5 日に再度指針が改定されまして、7 月の発電用原子炉の新規制基準の決定に合わせて、EAL が再設定されたということになっております。

そこで、こうした改定指針を踏まえて、富山県の地域防災計画（原子力災害編）の再改定（案）をご審議いただきたいということで、今日お集まりいただいたわけでございます。

また氷見市の広域避難の実施に必要となります基本的事項を示した県の避難計画要綱骨子

(案)についても、この機会にご報告させていただきますので、併せて意見を頂きたいと思っております。このほか、こうした地域防災計画の改定と並行しまして、国の交付金などを活用した防災資機材、また SPEEDI 端末の設置など、原子力防災対策の実施に引き続き取り組んでまいりたい。また、内部被ばくを測定するホールボディカウンターを県内に 1 基設置するといったような体制の充実等々、さまざまに原子力防災対策の充実に努めてまいりたいと思っております。

また来月 16 日には石川県と合同で氷見市や高岡市において、原子力防災訓練を実施することにしております。今後とも原子力防災対策にしっかり取り組んでまいりたいと思っております。委員の皆さまには、せっかくお忙しい中をお集まりいただきましたので、いろいろと忌憚のないご意見を頂ければありがたいと思っております。どうか、よろしく願いいたします。

(事務局)

次に、本日ご出席いただきました委員の皆さま方につきましては、時間の関係から、お手元の出席者名簿をもって、ご紹介は省略させていただきます。なお、本日は、最近の国における原子力防災の取組みをご説明いただくため、オブザーバーとして、原子力規制庁志賀原子力規制事務所の寺田所長にご出席いただいております。

それでは、以後の議事進行は、片岡部会長にお願いしたいと存じます。どうぞ、よろしく願いいたします。

3. 協議等

(片岡部会長)

本日の議事進行を務めさせていただきます片岡です。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。最初に、今ご案内ありましたように、寺田所長の方から、「国における原子力防災の取組み状況等について」をご説明いただきたいと思います。寺田所長、よろしく願いいたします。

(志賀原子力規制事務所 寺田所長)

志賀原子力規制事務所の寺田でございます。私の方から、原子力災害対策指針の改定のポイントということで、資料 1-1 を見ていただきまして、ご説明したいと思います。

まず、指針の改定の経緯としましては、先ほど知事さんの方からもお話がありましたが、昨年の 10 月に指針が策定されまして、その後、今年の 2 月に緊急時における判断や防護措置の基準の具体化等に係る改定が行われております。その後、さらに検討が進められまして、6 月 5 日には、緊急時モニタリングのあり方、被ばく医療のあり方のうち安定ヨウ素剤の配布・服用に係る事項等について、改定されております。

さらに 9 月 5 日には、EAL (緊急時活動レベル) に係る改定が行われております。

なお、EAL の改定に関連した関係省令も既に公布されているわけですが、原子力事業者の防災業務計画に反映される期間等も考慮し、12 月 1 日施行の予定となっております。

まず、緊急時モニタリングのあり方について、ご説明します。3 ページの図 1 をご覧ください。緊急時モニタリングの実施体制としては、国の統括下で、地方公共団体、原子力事業者、

関係指定公共機関が目的を共有しつつ、それぞれの責任を果たしながら連携してモニタリングを実施するというようにしております。

実際にこれが機能するための事前措置として、まず、国が現地に全体の行動が集約できるような緊急時モニタリングセンターの体制を整備します。そして要員・資機材の動員計画を作成することになります。

また一方、地方公共団体においては、国や原子力事業者の協力を受けて、緊急時モニタリング計画を定めておいていただくことになります。

次に、発災後の緊急時モニタリングとして、国は緊急事態において速やかに緊急時モニタリング実施計画を作成すること。それから、緊急時モニタリングセンターで緊急時モニタリングを実施すること。それからモニタリング結果の解析・評価、あるいは、その公表は国が一元的に実施することを記載しています。

以上が緊急時モニタリングに関するものです。

次に、安定ヨウ素剤の事前配布について、ご説明します。次のページの図2を見ながら聞いてください。

安定ヨウ素剤の事前配布の手続きについては、できるだけ指針の方にも具体的に記載してあります。まず、PAZ の中においては、避難と同時に服用する必要がありますので、地方公共団体が原則、医師による説明や、副作用・アレルギーの事前調査を行う等の適切な方法により、安定ヨウ素剤の事前配布を行うことになります。その上で、地方公共団体には緊急時の紛失等に備えて、予備の安定ヨウ素剤を備蓄しておくことが必要であるということに記載しています。

PAZ の外において、地方公共団体は原則、緊急時に備えて、安定ヨウ素剤の備蓄を行うこととしております。ただし、緊急時に迅速な配布が困難と見込まれるような地域では、PAZ と同様に事前配布も可能であるという旨を記載しています。

また、緊急時の服用については、原則、原子力規制委員会が判断を行い、その判断に基づいて、原子力災害対策本部、又は地方公共団体が監視することになっております。

以上が安定ヨウ素剤の配布に関するものです。

次に、EAL（緊急時活動レベル）に関連した改定についてご説明します。5 ページ目をご覧ください。

まず、改定に係る基本方針としては、現行の原災法 10 条、15 条段階で、住民に対する予防的な防護措置が取れる体系とするといったこと。それと新規制基準に対応して、新たに追加される安全設備の機能等の取扱いについて明確にし、またテロ等の外的事象についての通報要件とするといった方針として改定を行っております。

実際の改定のポイントですが、まず、全体の構成について変わった点として、施設敷地緊急事態の前段階としての警戒事態について、その判断する原子力発電所の状況について新たに規定しています。

もう一つは、現行の原災法の下では、「もんじゅ」や「ふげん」の規定も実用発電用原子炉と混在していたわけですが、原子炉の型式に応じた判断基準の要件をそれぞれ別の表に整理しております。

7 ページ以降に付いていますが、こちらの新旧対照表については、沸騰水型軽水炉のものを参考に添付しています。

二つ目のポイントとして、新規制基準への対応についてです。新規制基準で恒設の電源設備

が追加されることになっております。その設備も含めて電気の供給が停止した場合の判断基準を設定しています。

加えまして、規制基準で新たに要求されております火災や内部での溢水の発生により安全機能が喪失した場合の判断基準を追加しています。

その他、使用済み燃料プールの水位を維持できない場合の段階に応じた判断基準を設定しているということ、それからテロなどを含む原子炉施設以外に起因する事象で影響が及ぶ場合の判断基準を追加しています。

以上が EAL に関する改定の概要です。

あとご参考までに、1-2 という資料が付いています。こちらの方は、「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」ということですが、これは 9 月 3 日の原子力防災会議の資料の資料です。

簡単に説明します。

現在、UPZ 圏内の関係自治体では地域防災計画の策定が進んでいるわけですが、避難計画等の具体化を進めるに当たりまして、自治体だけでは解決が困難な対策について、国の支援が期待されているところです。そのため、国としては、政府を挙げて支援していく方針の下、原子力発電所の所在地域ごとに課題解決のためのワーキングチームを設置し、関係省庁が地域防災計画や避難計画の充実化を支援していくこととしております。既に 9 月に第 1 回の全国の行動ワーキングチームを立ち上げているところです。以上です。

(片岡部会長)

どうもありがとうございました。本日は、ただ今、寺田所長からご説明のありました、国の原子力災害対策指針の改定を踏まえた、「富山県地域防災計画（原子力災害編）の再改定（案）」について、ご協議いただくとともに、氷見市の避難計画策定のガイドラインとなる広域避難等の基本的な事項を示す「富山県避難計画要綱骨子（案）」等について、報告させていただくことにしています。

まず、事務局から、配布資料に沿ってご説明を、お願いいたします。

(事務局)

それでは、事務局の方から資料 2 から資料 6 まで一括してご説明申し上げます。

まず、資料 6 の方をご覧ください。厚い冊子になっておりますが、こちらが今回お示しします「富山県地域防災計画（原子力災害編）」の再改定案です。新旧対照の形でアンダーラインで改定箇所を示しております。

続きまして、資料 2 をご覧ください。こちらが今ご覧いただきました資料 6 の再改定案のポイントをまとめたものです。こちらの資料 2 の方で再改定案の内容について説明をさせていただきたいと存じます。

右上の資料 2 と書いてあるところの左隣が凡例になっております。まず、青い字のところは、今後、国の動向等を踏まえて、さらに検討とされている事項です。それから薄い緑色の枠囲みの中は、今後地域防災計画に基づいて策定される緊急時モニタリング計画や安定ヨウ素剤の取扱要領などに盛り込む事項で、改定内容の補足説明になっております。

まず、1 番目の「基本的な考え方」についてです。二つ目の○ですが、国は、指針で今後の検討課題としている事項について、順次、指針を改定することにしており、6 月 5 日には「緊

「緊急時モニタリングのあり方」や「安定ヨウ素剤の取扱い」が、9月5日には原子力発電所の事故の状況を判断する基準でありますEALが改定されたところです。このため、このあり方を検討し、地域防災計画に反映させるものです。

青字のところですが、なお、PPAの導入等については、引き続き今後の検討課題とされておりますので、今後、国の動向等を踏まえて、防災会議で検討いただき、順次、計画に反映していく予定としております。

続きまして、2の「主な内容」ですが、「(2)緊急時モニタリング」ということで、基本方針としては、OIL(空間放射線量率など計測可能な基準)に基づき、避難などの防護措置を取っていくこととなりますので、国がオフサイトセンターに設置する「緊急時モニタリングセンター」で、国の統括の下、地方公共団体、原子力事業者などが連携して実施することとしております。

その下の事前対策ですが、まず、緊急時モニタリング計画の策定ということで、県は必要な要員・資機材、測定点などを定めた緊急時モニタリング計画をあらかじめ策定します。

次に、国が要員や資機材についての動員計画を策定しますので、県は、これに協力して要員を確保し、資機材を整備していくことにしております。

また、緊急時における環境変化を正しく評価できるように、平常時から環境放射線のモニタリングを実施し、関連データの収集・整理を行うこととしています。

次に、右側の方の応急対策です。まず、初期対応として、原発に異常が発生して警戒事態となった場合には、空間放射線量率などのモニタリングの実施準備にかかることとなります。さらに事態が施設敷地緊急事態に至った場合には、緊急時モニタリングセンターを国が設置しますので、県は要員を派遣し、立上げを支援することとなります。

次に、緊急時モニタリングの実施ですが、国は原子力災害の状況を把握し、県の計画を踏まえ、緊急時モニタリングの実施計画を策定することとなります。この実施計画に基づきまして、緊急時モニタリングを実施することとなります。

次に、緊急時モニタリング結果の公表ですが、緊急時モニタリングセンターで確認したデータを国の原子力災害対策本部が速やかにホームページなどで公表します。同時に、県もホームページなどで速やかに公表します。

次ページの「(2)安定ヨウ素剤の配布・服用」についてです。基本方針ですが、原子力事故の放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの低減を図るために安定ヨウ素剤の事前服用を行います。

下の事前対策のところですが、区域別の対応ということで、原子力災害対策指針においては、PAZ(原発から半径5kmの範囲)の外側については、あらかじめ備蓄しておき、緊急時避難のときに配布することにされております。これを踏まえまして、県の方針としましては、緊急時に配布することが基本となりますが、下の青字のところですが、事前配布については、緊急時に受取りが困難な地域であれば事前配布してもよいということですので、そうした地域について確認し、引き続き、事前配布のあり方については検討していきたいということです。

また、その下の青字の○の、UPZの30km以遠の地域については、国のPPAについての検討が今後なされることとされておりますので、そうした国の対応を踏まえて対応していくことです。

備蓄および配布場所については、適切な場所にあらかじめ備蓄し、住民が避難の際に配布で

きるように配布場所を設定するという事です。国の考え方を踏まえて、本県の方針としては、住民から近い避難経路上にある学校や公民館など複数の備蓄場所を選定し、緊急時に速やかに配布することができるよう体制を整備します。特に小児の甲状腺被ばくを防ぐ観点から、学校・幼稚園・保育所などには近隣住民の他、全児童・生徒の分を備蓄することとします。なお、具体的な備蓄場所については、氷見市と協議し設定することとしております。

次に、右側の応急対策です。服用の決定については、先ほど寺田所長さんからご説明ありましたとおり、原子力規制委員会の判断に基づきまして、国の原子力災害対策本部や県・市が服用の指示を住民の皆さんにお伝えすることになります。ただ、福島第一原発事故のように、通信の途絶などにより、国の判断や指示が届かない場合には、県や市が服用を判断することになりますが、この判断基準については、国で検討いただいているところですので、その結果を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

下の配布の方法については、原則、医師の関与の下で、住民の皆さんに配布・服用を指示することになりますが、医師の立会いができない場合には、薬剤師などで代替措置を講じることになります。また、服用対象、服用回数、内服液の調製については、今後、具体的に取扱要領に記載していきます。また、副作用への対応については、一部には発疹などの過敏症や胃痛・下痢などの副作用が報告されているところですので、適切な治療ができるよう医療提供体制を整備したいと思っております。

次ページ、「(3) EAL の再設定」ですが、先ほども寺田所長さんからご説明がありましたとおり、7月8日の原発の新規制基準の決定を踏まえて、原発の安全機能の一斉喪失を防止するという事で、地震・津波などの自然災害対策や炉心損傷防止対策、電源の確保対策などが強化されたことを踏まえ、原子力災害対策指針のEALの基準が新たに追加されています。この基準を踏まえ、県の地域防災計画のEALに反映させるものです。下に主な変更内容ということで、緊急事態区分、異常事態の種類に応じて記載しております。

続きまして、資料3「富山県避難計画要綱骨子(案)」をご覧ください。

まず、「1. 目的及び根拠」ですが、住民の皆さんの被ばくを低減するよう避難などの防護措置を迅速に行うことを目的とし、県の地域防災計画に基づきまして、氷見市の避難計画策定に必要な広域避難などの基本的事項を規定するものです。

「2. 防護対策」としては、屋内退避、避難などの防護対策を取ることにしております。

「3. 計画の概要」については、「(1) 基本的な考え方」として、EALやOILの基準に応じ、段階的な避難を実施することとしております。また、基本的な事項として、避難先や避難ルート、避難の手段などを規定することとしております。それから三つ目の○で、UPZ内の氷見市の住民がUPZ外へ避難することとして、原則、県内市町村へ避難いただくこととしております。

「(2) 避難の対象」ですが、UPZ圏内の氷見市民1万6440人と一時滞在者などを対象としております。

避難先については、県内西部5市(高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市)に受入れをお願いしたいと考えております。

それから右側にまいりまして、「(4) 避難手段」ですが、一番上の○ですが、避難は、自家用車をはじめ、国・県・市町村等の保有車両、JR、バス・タクシー等の民間車両、船舶などあらゆる交通手段を活用することとしております。

また、「(5) 基本的な避難ルート」として、UPZ外へ迅速に避難する基本的ルートを複数設

定してありまして、これは氷見市のご提案を基に、地域住民の人数や幹線道路などを勘案し設定しております。具体的には下の表にありますが、能越自動車道や国道 160 号などを経由し、西部 5 市へ避難いただくルートを設定しております。

「(6) 災害時要援護者の防護対策」としては、二つ目の○ですが、社会福祉施設等における避難計画の作成や他の施設・ホテルなどとの災害協定の締結を促進してまいります。

一番下の「4. 今後の検討課題」についてですが、先ほど話がありました、国が実施する「地域防災計画や避難計画等の充実に係るワーキングチーム」による検討結果を今後反映させていくこと、それから、自家用車以外の避難手段（バス等）の確保、石川県から富山県への避難について、今後、具体的に避難者数や地域などの提案があれば、避難先、避難ルートについて具体的に検討が必要ということに記載しております

次ページ「避難先について」では、氷見市の避難地区の字の名前が示してあります。それぞれの地区の方がどちらの市町村へ避難いただくか、その避難先と人数を示しています。さらに次ページには具体的な避難ルートということで、先ほどの六つのルートを提示しております。

続きまして資料 4 は、「富山県における原子力防災の取組み状況」の概要をお示ししております。昨年度と今年度、国の交付金を活用し、原子力防災資機材の整備や防災訓練の実施、専門人材の育成などに取り組んできております。

それから資料 5 は、富山県地域防災計画の改定スケジュールです。真ん中の網掛け部分が富山県のスケジュールであり、本日 10 月 7 日、部会を開催させていただいております。その後ですが、左側の国のスケジュールをご覧くださいますと、10 月以降、「緊急時モニタリングの基本的な考え方」「原子力事業者 EAL 設定」「PPA の基本的な考え方」などが示される予定で、また時期は未定ですが、PPA の導入を踏まえた指針の改定も想定されているところです。

こうした国の動きを踏まえて、県としては、1 月ごろをめどに再度部会を開催させていただきまして、こうした国の考え方を反映した計画の改定案、また避難要綱・要領等をご議論いただきたいと思います。その後、パブコメを経まして、3 月ごろをめどに防災会議を開きまして、計画の改定を一括して審議いただければと考えております。

事務局からの説明は、以上です。

(片岡部会長)

どうもありがとうございました。ただ今説明がありましたように、今回、地域防災計画（原子力災害編）の再改定案と、避難計画要綱の骨子（案）について、お示しいただきましたが、いずれも非常に具体的で、かつ、国の方針に関わることが示されております。

再改定案の方では、非常に重要なことが二つあります。前回の地域防災計画では、今後の検討課題とされておりました、緊急時モニタリングの在り方、安定ヨウ素剤の二つについて具体的な案が今回は示されております。避難計画についても、これは UPZ 外へ迅速に避難するための具体的な避難ルート、避難先を取りまとめであります。いずれも原子力災害対策を実効的に推進するためには欠かすことのできない非常に重要な事項です。今回お示しいただきました地域防災計画ならびに避難計画要綱骨子（案）の二つについてはもちろんのこと、今後どのように計画を改定するか、あるいは、どのように進めていくかということについても、どうぞ、忌憚のない、ご意見、ご提案をいただければと存じます。

まずは、原子力防災対策に関するご専門の委員の方々のご発言をお願いしたいと思います。

まず、放射線防護、あるいはモニタリングについてのご専門であります、野村専門委員にご発言いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(野村専門委員)

どうもありがとうございます。私からは、緊急時モニタリングと SPEEDI システムについての関係、それから事前に SPEEDI を活用して、こういったことをやっておいた方がいいのではないかということについて少しお話をさせていただきたいと思っております。

今ご説明がありましたように、今回の原子力災害対策指針の改定で、緊急時に、特に PAZ の外側については、モニタリングデータを基にして、いろいろな防護対策を取ることが大方針として定められています。モニタリングデータを活用する際に、SPEEDI をその中で補完するような形で使うことになれば、そういったものがもっと生きるのではないかということが言われております。確かに SPEEDI というのは、緊急時に、特定の事象について解析するというものです。ですから、そういった意味では、緊急時に実際使うものですが、緊急時モニタリング計画をどうしたらいいか、あるいは避難・屋内退避をするときの防護対策の参考にする観点から、事前にシミュレーションをしておくのがいいのではないかと思ったので、少し話をさせていただきたいと思っております。

ご存じのように、富山県と石川県との県境に宝達丘陵があります。志賀原子力発電所に事故があったときに、放射性プルームはこの山を乗り越えて富山県側に拡散してきます。ですから、その放射性プルームが山を越えてくるときに、どのように拡散していくのか、あるいは、場合によっては、谷など風が流れるようなところにプルームが通りやすいものがないのか、あるいは、富山県側に到達したときにプルームが滞留するようなところがないのか。こういったことを、過去の気象データを用いて事前に数値シミュレーションしておけば、緊急時モニタリング計画を作る上での参考に、あるいは、将来の避難計画、屋内退避の計画の参考になるのではないかと思います。そういった意味で、ケーススタディ（事例研究）を事前にしておけば、将来のモニタリング計画の中に反映できるのではないかと思います。先ほど言いましたように、SPEEDI は、本来、個別の特定の事例や事象について、地域の地形、気象がある程度反映できるものですので、そういった特性を生かしてケーススタディをやっておくのがよろしいのではないかと思います。

一方、原子力規制委員会では、MACCS2 という事故時の安全性評価などをするための拡散コードが用いられています。これは SPEEDI と異なり年間の気象状況を網羅して、統計的な処理をして演算をするものです。先般来言われています、「防災対策を重点的に充実すべき地域」のありようといったものの検討の参考にされていますが、こういったものと SPEEDI とは性格、使用目的が異なりますので、こういうものと一緒にする必要はないので、SPEEDI は SPEEDI の特徴を生かして、この地域の地形、過去の気象データを使ってシミュレーション、ケーススタディをやっておくのがよろしいのではないかと思います。

それで、実際にどうしたらいいのかということで、これはあくまでも参考までに幾つかコメントさせていただきます。

まず、気象条件ですが、日本海側、北陸特有の気象がありますので、富山県側の方に吹いてくる風、例えば3方位を取って、その中で風向頻度の比較的高いものについて、また地域の季節ごとに四季別に五つとか六つぐらいのケーススタディをやる。あるいは、福島の実例

でもそうですが、雨が降ったときに、ある地域に放射性物質が蓄積するケースもありますので、雨の影響ということも今回のケーススタディの中に入れていただくのもよろしいのではないかと思います。

それから、SPEEDI というのは放出源の情報が必要ですが、例えば放出源の情報としては、福島第一発電所の事故事例を参考にして、放出源情報を取り入れてシミュレーションしてみるのもいいかと思います。そういう状況を踏まえて、被曝において重要な放射性物質を選んで計算してみるのもよろしいのではないかと思います。

放射性ヨウ素としてヨウ素 131 が注目されますが、これについても 1 時間当たりの放射性物質の放出率のデータとして 1 時間に 4000 テラベクレルの放出が最大値とされていますから、例えばそういったものが 4~6 時間ぐらいを想定して、風向きで富山県側に拡散してきたときに、どういう拡散状況になるのか。先ほど言いましたように、プルームの通り道があるのか、あるいは北陸独特の気象状況で何か変化が出てくるのか。平地の場合などいろいろなものと比べて話をしていますが、そういったことを計算するのもよろしいのではないかと思います。プルームが通り過ぎるときの被ばくの影響をシミュレーションするわけですから、計算時間としては 10 時間から、せいぜい 1 日 24 時間ぐらい計算しておけば、通り過ぎた後のある程度のところまで計算できるのではないかと思います。これは SPEEDI の専門家の先生方とよく相談して、ご意見を頂ければと思っております。

被ばく経路としてどういうものをシミュレーションして計算しておけばよろしいかということについては、一つは、当然ながら実効線量を評価することになります。実効線量でも外部被ばくと内部被ばくについて、ある程度距離が伸びてきますと、プルームからや地表面に沈着した放射性物質からの外部被ばくよりも、むしろプルームによる内部被ばくが効いてくる場合も考えられますので、内部被ばくと外部被ばくに分けて実効線量について計算しておく。

それから子どもさんたちに重要となる甲状腺の等価線量についても、呼吸経路について評価しておくのも一つの手かと思えます。

こういったことをやっておくとモニタリング計画や、あるいは避難・屋内退避などの防護対策に生きてくるのではないかと思います。

いずれにしても、SPEEDI を用いてのシミュレーションというのは、非常に高度な専門的な知識・経験が必要になってきますので、ぜひとも計算の目的、シミュレーションをするときの前提条件、結果の考察などについては、SPEEDI の専門家の先生方の助言を得て進められるのがよろしいのではないかと思います。以上です。

(片岡部会長)

どうも野村先生、ありがとうございました。モニタリングならびにシミュレーション方法について、かなり具体的に詳細なご指摘をいただきまして、どうもありがとうございました。

続きまして、明石専門委員にご発言いただきたいと思えます。明石委員のご専門は被ばく医療でございまして、本日の安定ヨウ素剤の取扱い等についてもコメントいただけるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

(明石専門委員)

安定ヨウ素剤は資料 2 に書かれておりますが、いつも申し上げているのですが、一番重要な

ことは、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素の体内被ばくのみ効果があるのであって、その他には効果はないのだということ、まず、ご理解いただくということ。それから、投与の対象になるような人たち、それから投与する自治体、医療関係者は、安定ヨウ素剤に関して正しい理解を持つことが一番重要だと思います。

結局、安定ヨウ素剤を配る事態のとき、いつ、どういう効果があって、どういう飲み方が正しいのかという理解が事前ないと、どうしても混乱してしまう。混乱イコール不安につながってしまうというのが、今回の福島第一原発事故の実情でした。正しい理解を事前から得られる機会を作る。これは先ほど申しました、住民ばかりではなくて、医療関係者、自治体の関係者も含めてです。

それから安定ヨウ素剤について、もう1点申し上げますと、安定ヨウ素剤を飲むということがまずありきではなくて、放射性ヨウ素を吸入しないような手段を取ることが一番重要で、体に入らないようにすることの上で、さらに次のステップとして安定ヨウ素剤を考えるということが重要だと思います。安定ヨウ素剤については、非常に誤解が多いということと、それから安定ヨウ素剤を飲めば全てが安心だという誤った理解が結構多いと思います。ぜひ避難等も含めて、安定ヨウ素剤を飲むことだけが独立して行われるのではなくて、避難との組み合わせの中で安定ヨウ素剤の投与・服用が行われる体制が必要であるということ。

それからもう1点は、安定ヨウ素剤については、例えば石川県・富山県の医療関係者、自治体の関係者には同じ考えを持っていただくということです。地域によって考え方が違う、飲み方が違う。それはもちろん距離の問題はあると思いますが、同じ理解の下で飲むことが一番重要です。今回も、ばらばらになってしまったということが混乱と不安につながってしまったのではないかと私どもは思っております。

それから安定ヨウ素剤以外について、もう1点コメントさせていただきたいのは、避難の計画です。資料3の「(6) 災害時要援護者の防護対策」というのが出ております。これは今回の福島の事故でもあらためて考え直さなければいけないと思ったことです。原子力発電所から避難の対象となるような近くには、実は病院だけではなくて、社会福祉施設等いろいろな施設がありました。そこで、避難をする場合に考えなければいけないのは、各施設が避難をする計画を持っていなかったということです。放射性ヨウ素、放射線物質の吸入を避けるという意味では、必ずしも避難ばかりではなくて、屋内退避という、外に出ないということも同時に併せて考えなければいけない。避難するために外へ出てバスを待っている間に放射性物質を吸い込んだ例もないとは考えられません。

ですから、ぜひ病院、社会福祉施設等の避難計画を綿密に作っておくということ。同時に、今回の福島の事故で、私どもが感じましたのは、避難の対象区域の中に消防署や、いわゆる救急車を出すようなところがありました。そういうところのスタッフについて、避難をどう考えるか。例えば消防署がなくなってしまって、救急車が出なくなってしまうことになると、残った住民はどうなるのかということになります。ですから避難については、病院・社会福祉等、それから、いわゆるファーストリスポンダーという消防・警察等の施設についても避難をどうすべきかということも併せて考えていただきたいと思います。もちろん、これは法の中でというよりは、もしかしたら細かいことになるので、マニュアルに落とし込んだところで書いていただく方がいいかもしれませんが、避難については、避難するばかりではなくて、放射性物質を吸わないような対策も同時に取れるということも、あらためて考えるべき

だろうと思っています。

それから最後に、今後の検討課題で、「石川県から本県への避難について」と書かれておりますが、今回の事故でも受入側の自治体で、どうしても差別が起きてしまうということがありました。それも不安と混乱の原因になるので、このことについても、ぜひ、そういうことがないような対策を取ってほしいと思いました。以上です。

(片岡部会長)

明石委員、どうもありがとうございました。ご専門の立場から、安定ヨウ素剤の取扱いについて、非常に具体的で、かつ分かりやすいご説明、ご意見を頂きました。また避難計画についても、今回のことについてよくご存じですので、本当に具体的な重要なご指摘をたくさん頂きまして、どうもありがとうございました。

続きまして、奥寺専門委員にご発言をお願いしたいと思います。奥寺委員は、ご承知のように、富山大学の医学薬学研究部の教授で、災害医療、救急医療のご専門です。ご意見、よろしくお願いいたします。

(奥寺専門委員)

一部重複する部分があると思いますが、幾つか話をさせていただきます。

まず、先ほどからブルームが強調されているのは大変重要なことです。つまり、われわれ自身もよく理解をしなければいけないのですが、原子力災害と一口に言いますが、明らかに濃い一定のものが通り過ぎる時間と、定常的にそこから出てくるものがあったり、いろいろなフェーズがある。同時に、地域によっては沈滞するわけです。そういうのをきちんと分類して支援する必要があります。信州大学は甲状腺が大変有名で、ベラルーシに人を派遣して、ずっと治療しておりました。衛星を使って医療支援していたのですが、向こうで実は甲状腺の治療をして、その原因を考えたら、急性期の被ばくというより、食べ物とか水なのです。つまり、その食品衛生の問題は日本はかなりレベルが高いというか、もうチェックしております。その差がありますので、あれとイコールになる・ならないというところは、きちんと検討しているかと思えますし、報告していただけるだろうと思います。

あと今日の話で、私どもは医者ですので、安定ヨウ素剤の投与する場面に医師が必要です。同時に避難ですよ。先日の福島の例もありますが、医療機関のみならず、老人福祉施設の避難誘導に明らかに医師が付かなければ安全性が保てないという側面があるわけです。ですから、そうやってみると、実は老人福祉施設にも先生はおられるけれども、その先生は安定ヨウ素剤の知識がないこともあるわけですので、ここに医師会等もお見えなのですが、ぜひ全県的に、われわれの動きを整理する必要があるだろうと。

それから各施設でマニュアルを作るのではなくて、こちらで作って差し上げる。各自ばらばらで持って、みんな同じように作っても仕方がないので、極端に言えば、「おたくは、ここに行きなさい」と行き先を決める。しかも 30km、50km の 2 段階になるのも、私は好みませんので、最初から 50km 離れたところに移してしまうという行き先を決めて、順番を決める必要があるのかなと思います。

あと消防機関も、決して手厚いエリアでないことと、その中にも病人が出ます。しかもストレスで具合が悪くなる場合があると思いますから、そこで発生する急病人もいる。全消防の能

力が避難誘導に使えるわけではないので、そのこの区別をきちんとする必要がある。ですから、恐らく健康面から見たところは、ワーキングを作って、個別に措置する。人の人数は数えれば何人と分かりますから、そこでやらないと全体会議だと時間がかかる。具体的に市長さんたちにも入っていただいて、この施設はどこに行くのだと、順番はこうですよという計画を立てることになるだろうと思っています。そういう面では、ぜひ皆さんのご協力をお願いしたいと思っております。

(片岡部会長)

奥寺専門委員、具体的な避難を、医療という立場から非常に重要なご指摘を頂きまして、ありがとうございます。

続きまして、自治体の首長さんからご意見を頂きたいと思います。まず、高岡市の高橋市長さんから、ご意見あれば、お願いいたします。

(高橋市長)

高岡市長の高橋です。私のところは今回、UPZ の外側でもございますので、少し先走りの部分があるかもしれませんが、その話をさせていただきたいと思います。

先に、せっかくお話の機会を頂きましたので、PPA の今回の 30km の外。今、奥寺先生から、30km、50km ということではなくてというお話もありました。実は、それを今心配しておりました、私どものエリアといいますか外側のエリアについて、いまだ方針が示されていないわけです。先ほどのスケジュールでいきますと、年内には方針をお示しになるということなので、大変ありがたいわけですが、今回はいまだ示されていないことは非常に残念でございまして、早急な方針提示を、これは国に対しても、お求めいただきたいと思います。私ども、実は PPA に想定される県の西部の 30～50km のエリアの市長たちで規制庁へ、早く方針を示していただくようお願いに上がりました。なかなか難しい問題があるというお話でしたが、一部方針は確定しないまでも、来年度予算などでも一定の対応をしたいというお話が、その時点ではありました。そういうことも含めて、早急に県と一緒に情報収集させていただいて、100 点満点とは言わないまでも、一歩でも二歩でも実現するようなお話をお願いできればと思っております。

そういうことを前提としまして、私どもは平成 24 年度に、今日話題の安定ヨウ素剤を備蓄して、備えだけはさせていただきました。どうも保存年限等からいきますと、次のことを考えなくてはいけないのですが、その間、幸いなことに、そういう場面に遭遇しなかったわけですが、方針が示されておりませんでした。そういうことから考えますと、今日いろいろな先生方のお話がありましたが、屋内退避も含めた安定ヨウ素剤の配布方法などについてのシミュレーションをはじめ、さまざまなケースを想定しながら行っておくべきではないかと思っております。

もとより、私どもも含めて、外側のエリアも、避難の方法についても若干のお示しがありましたが、受入体制については、今後万全を尽くして受入れをしまいたいと思います。先生方からのご指摘がありましたように、不安要素や解決すべき課題もたくさんあるようですので、今後、具体的なシミュレーションの中で問題点を明らかにしながら万全の体制を作っていく努力すべきだろうと思っております。

それから併せて、今回の場合は、私ども想定しておりますのは、志賀原発に万が一というこ

とですが、例えば地震や、事故のまたさらに原因となる災害により避難先の本市自身が被災していることも考えられるわけです。これも奥寺先生からありましたが、先のことも考えて、そういう避難もあり得るということを複数案シミュレーションしておく。また、それに備えた訓練を今後検討しておくべきではないかと思っております。

それともう1点、これはお願いといいますか、これも先生方からそれぞれご指摘のあったところですが、共通の理解が必要です。私ども行政も一生懸命勉強したいと思っておりますが、さらにこれを住民の方々に正確にお伝えするとなると相当の努力が必要だと思っております。今日お示しいただいた資料などを読みましても大変難解な部分が多くて、これを私どもどう消化して、住民の方にお伝えできるかということは大変難しい課題であろうと思っております、これは国のお立場、あるいは専門家の先生方に、ポイントをどう分かりやすく住民の方々にご説明すればよろしいか。ここだけは押さえておくべきだというような、正確な情報ということの兼ね合いで難しい点があるかと思いますが、ぜひ分かりやすい説明の仕方、これだけは理解しておくべきだというポイントを集約していただく、あるいは、そういうものを作っておいていただくということをぜひ今後の課題としてご検討なさればと思っております。私からは以上です。

(片岡部会長)

どうも高橋市長、具体的なご指摘ありがとうございました。

続きまして、UPZ 中の氷見市の本川市長の方からご意見を頂きたいと思えます。よろしくお願ひします。

(本川市長)

お世話になっております。氷見市長の本川祐治郎と申します。今日冒頭に、野村先生、明石先生、奥寺先生がお話になられたことは、まさに今私たちが直面して、どうやって情報を得ようかということで大変思案していたところでございます。本当に、プルームの流れの現状把握に尽きると考えておりました、そのことにおきまして、野村先生の方から、事前計画のためにこれを使おうという力強い後押しを賜りましたことを本当にありがたく心からお礼を申し上げます。

実は私自身も、3月15日か13日だったと思うのですが、千葉県のとある友人の市議会議員の応援に来てくれということで、春の市議会議員選挙に向けて研修に行ったのです。ショッピングセンターで研修があり8時ごろに終わって出際に、さあ食事に行こうかと言いましたら、「本川さん、今日は出ない方がいいらしいですよ」と。知識がありませんでしたので、まさかと思いました。それで翌日新聞を見ると、なるほど総武線はがらがらでしたが、通常の28倍の値が出ていたという日に、まさしく遭遇しておりました、こういう知識は持つことが極めて大切と考えております。

当市では、立派な専門家の方をお招きできないので、福島に30回、40回と行っていらっしゃる方に、いろいろな方をご紹介いただいて3回ほど福島の方にお話をお聞きしました。完全な専門家ということではないのですが、この方は小矢部市のアドバイスをしていらっしゃるようですが、北から南への風が多いので、小矢部市さんでは、ずばり西の加賀市と提携して、加賀の方へ逃げてくださいというアドバイスしていらっしゃるようです。場合によっては県を越

えた避難先ということも、シミュレーション、ケーススタディの結果、検討していく必要があるのではないかと考えているのが1点です。

もう1点は、私も会議の進行が専門ですので、目次の洗い出しといいますか、今検討すべき項目の洗い出しということで、全国の自治体で実際に避難計画を先んじて作っているところはないか、福島の自治体はどうか、敦賀の自治体はどうか、静岡の自治体はどうかというように指示を出しているのですが、どうもうまく情報収集ができていません。どこの県も、どこの自治体もゼロから積み上げるというよりは、しかるべき専門家のアドバイスを、あるいは実際に避難の経験のある方々のアドバイスの下に作られた計画をベースに、こういう項目、章立ても必要なのだということ、さらに私たちなりに富山県らしいものを作り込んでいくことが大事なのではないかと考えております。

安定ヨウ素の配布についても、今私たちが議論しておりましたのは、職員が安定ヨウ素をどこでどう配布するのかという議論になったときに、基本は体育館や避難所に置いてある。しかし、間に合わず、風速4mとすると2時間で氷見に着きますので、各自治会で指示が出て、ご家庭で避難される方もいらっしゃるわけです。この方々に対して、どう届けるのか、あるいは届けないのか。福島を経験した方からは、半減期が8日間なので、2時間以内に部屋に入ったら、あとは8日間出ない方がいいというようなことをおっしゃる方もいらっしゃるので、この判断をどうするのか。まさしく基礎自治体ですので、こういうことを十分議論して、視点は、とにかく「命を守る」、ここに立脚した計画をどう作っていけばいいのか。富山県さんにおかれては、専門家の派遣に対する、一緒に連携してのお知恵を賜わりましたり、あるいは事業補助を賜わりましたり、あるいは、どこの自治体が確度の高い計画を既に持っていらっしゃるのか、そういうことの情報収集について連携して協力をしていただければと思っております。

何分、今、これだけ近いところにおりながら、土砂崩れなども含めて担当職員が3名という状況で、来年度は、5名枠の体制にして、原子力のことだけで、緊急で詳細計画を作ることに取り組みたいと思っております、いろいろな情報を賜われれば願っております。よろしく願いいたします。

(片岡部会長)

本川市長、どうもありがとうございました。具体的に、さまざまな情報収集、あるいは事務方の情報が非常に重要だということの貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございました。

これまでも専門家の先生方、あるいは市町村の委員の方からご意見を頂きましたが、続きまして、地域の重要な立場の委員の方々にも多数ご出席いただいておりますので、どなたからでも結構ですので、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

それでは、私の方からご意見をお願いしたいと思います。先ほど奥寺専門委員からも、具体的にこの計画を進めるとなると、医師・薬剤師の先生方の資源も限られておりますので、それをいかに有効に配置するかということが非常に重要だというご指摘がありました。それに関しまして、本日は富山県医師会、あるいは日本赤十字富山県支部、あるいは県薬剤師会の代表の方々がお越しですので、ぜひ、ご意見を頂ければと思います。まず、富山県医師会の馬瀬会長、もしご意見ありましたら、お願いいたします。

(馬瀬委員)

富山県医師会の馬瀬でございます。私どもも、原子力災害については非常に心配しております。

前回の東日本のときには、富山県医師会の JMAT は、いわき市に出動しまして、1 回目、2 回目は、放射線被ばくについては全く情報がなく、メルトダウンをしているなどという想定なしで出掛けましたので、後になって、送り出した医師会の者としては心寒い思いをした記憶があります。富山県は、この計画を作るに当たられまして、ぜひ、JMAT についても、私どもは協力するつもりではおりますが、情報をきちんと伝えていただいて、どのような体制を組む、どのような装備を必要とするということをこの計画の中にぜひとも入れていただいて準備したいと私どもは考えております。

先ほどありました、安定ヨウ素剤の件につきましては、おっしゃるとおり、知識が不十分ですので、これは全県的に医師会として、講習会を開催しまして、ぜひ統一した知識・見解を持つように努めたいと思っております。なければよいのですが、あったときの悲惨さは想像を絶するようですので、ぜひとも細やかな実施計画をお願いしたいと思っております。

(片岡部会長)

お医者さんのお立場から、非常に具体的なお話を頂いて、ありがとうございます。続きまして、日本赤十字社富山県支部の新川事務局長、お願いいたします。

(新川委員)

赤十字は、福島の場合、正直言いまして、何の準備もできていなかったということから、救護班を派遣しておりますが、大混乱だったというのが実情です。

その反省の下に、この 10 月 1 日をもって、本社の方に赤十字原子力災害情報センターを作りまして、当時どういう活動をしたのか、そして、当時の反省を踏まえて、今後赤十字としてはこういうことをやっていきますという活動マニュアルを 10 月 1 日から WEB 上で公開しております。赤十字の富山病院に限りましても、これからの勉強ですが、本社自身がそういう活動をしておりますので、富山県支部としても、少しでも勉強して、これから活動していきたいと考えております。

一般論でご意見申し上げたいと思うのですが、今日の資料を拝見させていただいての意見です。

まず、資料 3 には、氷見市を中心とした避難計画が載っております。2 ページ目に避難先の案ということで、避難地区、それぞれこういう地区の方々がどういう避難先に行くかということが載っております。3 ページ目に、主な基本ルートということで、赤い円が載っています。これが 30km 圏で、この 30km 圏の方々が避難するという計画が 2 ページ目でないかと思うわけです。この 3 ページ目の写真を見てみますと、氷見市の石川県境に近いところが避難地区になっていて、氷見市の中心街は 30km 圏には入っていないわけです。つまり避難の対象にはなっていないわけですが、実際に、こういうことが起きた場合、30km 圏の方々はどんどん避難していくわけです。そして、氷見市の市街地の方々は、それを冷静に見ていることができるかということなのです。人情として、自分の家の前をたくさんの人たちが避難していくのを本当に冷静に見ていただけるかということ、なかなか難しいところがあるのではないかと思います。

先ほど明石先生が、内部被ばくを避けるためには避難だけではなくて屋内退避も重要なのだというお話をされました。その点も含めて住民の方にきちんと説明しないと、われ先に避難してしまうのではないかという気がします。そういう点から、今回の部会の題材としては避難と安定ヨウ素剤の改定が主な点だと思うのですが、今回の改定を受けて、訓練のような形で、避難と安定ヨウ素剤の配布を組み合わせて、実際に実地訓練をやってみないと、問題点が明らかになってこないのではないかという気がします。今後の取組として、ぜひそういうことをお願いしたいと考えております。以上です。

(片岡部会長)

具体的な避難の状況について、非常に重要なご指摘、ありがとうございました。

それでは、本日、安定ヨウ素剤の取扱いということが出ておりますので、こういうことに関連しまして薬剤師の先生方には非常に重要な役割を担っていただくことになると思います。本日は、県の薬剤師の清水理事にご出席いただいておりますので、ぜひとも、ご意見を頂きたいと思えます。

(清水委員)

薬剤師会の清水です。安定ヨウ素剤と一口に申しましても、飲むタイミングですよ。それによっては副作用以外、効果は何もないようなケースもあるかと思えます。まず、飲んでよい人、悪い人、そういう仕分け。それには薬剤師だけではなくて、他の看護師、保健師、医療従事者、あるいは介護福祉士の方も含めて、皆さんで共通な方法を熟知した上で、何回も繰り返し住民の皆さんにお話しすることが大切ではないかと思えます。通り一遍の説明をしても、ましてや、それが非常時だと皆さん頭に全く残りません。頭も真っ白なので、早く飲めばいいか、たくさん飲めばいいかというようなケースが必ず出てくるかと思えます。それを事前に防ぐために、薬剤師などという縦割りではなくて、みんなで手を取りあって、いろいろなところで繰り返し住民の方に説明しておくことが必要だと思えます。以上です。

(片岡部会長)

薬剤師の先生の立場から非常に具体的なお話をしていただき、ありがとうございました。

そろそろ本日の部会で予定しておりました時間になりましたので、委員の皆さまから頂きましたご意見について、少し整理させていただきたいと思えます。

本日は、具体的な緊急時モニタリングの話、あるいは安定ヨウ素剤の取扱いの話、それと避難経路の話が出てまいりました。こういう具体的なお話になってきますと、各委員の先生方、専門の方々のご発言にもありましたように、何が重要かという、要するに、情報があまねく伝わることと、その情報について各方面で統一的な理解をすることが何といても重要だというのが共通したご意見だと思えます。これは非常に重要なことで、具体的に、緊急時モニタリング、安定ヨウ素剤の取扱い、避難ということになりますと、専門の方々、あるいは住民の方々にも、これまでの経験からの情報を、どの分野でも統一的に正確にお伝えすることが重要であるというご指摘を頂いたと思えます。これから本日の改定案、あるいは避難経路を具体化する作業で最も重要なのは、委員の皆さまから頂いた、詳細な情報を統一して皆さんにお伝えすることではないかと思えます。

非常に不幸なことなのですが、福島において非常にたくさんの方々方が現在も非常に大変な状況に置かれております。これはあつてはならないことが起きてしまったことがありますので、そこからの情報をわれわれは非常にたくさん持っているわけです。現在もお苦しみの福島の方々方の経験を少しでも生かして、今後の避難計画に役立つためには、われわれの知り得た情報を全国規模でまとめて、いわゆる避難に関する基本的なデータベースを、これは単県だけでできることではないかもしれません。もちろん国ベースで考えていただく必要があると思いますが、そういうデータベースを整えていただいて、それに基づいて皆さまに正確な情報をお伝えする。

それともう一つは、非常に大きなデータベースとしてあるのは、シミュレーションです。国においては SPEEDI をはじめ、いろいろな計算プログラムで膨大な計算をされているはずですが。そういう一種のビッグデータのようなものを活用する。これはシミュレーションだけで全てが分かるというわけではなくて、実際にモニタリングで測らなければ駄目ですが、モニタリングで測る場合でも、シミュレーションに基づいて、どの辺でどのような計測をすればいいかということ、これまでやられている計算結果に基づいて正確に準備をしていくことが非常に重要ではないかと思えます。

それと、ご指摘があったように、これは国の原子力規制委員会の方へのご要望なのですが、PPA の導入、あるいはスクリーニング等の緊急被曝医療について検討が進められていると思いますが、これをなるべく早くお示しいただきたいというのが皆さんのご意見だったかと思えます。非常に貴重なご意見をたくさん頂きました。私の取りまとめでは十分ではなかったかと思えますが、本日頂いたご意見の整理としては、このようなことでよろしいでしょうか。

(会長：石井知事)

今、片岡部会長に大変適切にまとめていただきました。また、今日は野村委員、奥寺委員、馬瀬委員、新川委員、清水委員、それぞれ大変よいお話をありがとうございました。また寺田所長も、ありがとうございました。今お話に出てきた点で、県としてはこういう取り組みをしたということ、私からいくつか申し上げたいと思えます。

まず、SPEEDI による拡散シミュレーションをやった方がいいのではないかというお話が野村委員からありましたが、私どもも、かねて、ぜひそうしたいと思っておりました。国に対しても、昨年からいろいろお願いしてきた経過があります。国の方も、いろいろな準備、その他のことで少し時間がかかっていますが、あらためて要請をしまして、SPEEDI によるシミュレーション、その際に、野村委員からも、SPEEDI によるシミュレーションの性格、MACCS2 との違いなどいろいろ適切なお話を頂きました。そうした事柄の性格、違いもきちんと念頭に置きながらやっていきたいと思えます。

それから今皆さまのお話を聞いておりました。例えば明石委員の安定ヨウ素剤の配布・服用にしても、もちろん、そのこと自体も、いつどういうときに飲むのか。もちろん、ただ飲めばいいということではないですし、また、そもそも放射性物質を吸い込まないことが一番大事だということも、おっしゃるとおりだと思います。先ほど、西部地域の郊外の方がどんどん避難を始めたら、中心市街地の人は黙って見ておられるのかという新川委員のお話もありました。また、医師会、薬剤師会、それぞれのお立場でのお話もありまして、全くごもっともだと思います。この防災会議には幹事会もありますが、その辺のメンバーをよく確認して、もちろん医師会は医師会で、薬剤師会は薬剤師会で勉強されるのは大いに結構なのですが、例えば氷見、

高岡など志賀原発にできるだけ近いところ、特にUPZの範囲のところは、まずは急ぎますので、その各地域を念頭に置きながら、実際的な対策、なるべく混乱を招かず、また必要以上に不安を醸成しないようにはどういうやり方があるかというのを、氷見市や高岡市、富山県も相談しながら、各分野の皆さんが入って実務的にもしっかりした、たたき台的なものを作る。そして、住民の皆さんにも、ある時点ではきちんと説明する。そのようなことも踏まえて、そして、次の原子力災害対策部会、また年度末の防災会議のところに持っていきたいと思います。

最初から完璧なものにはならないと思うのですが、お話に出たように、着実に前進して、従来に比べれば格段に体制が整ったということになるように、今日お集まりの専門家の皆さんにご指導、ご助言を頂きながら進めてまいりたいと思います。

それから高岡市長さんの方から、安定ヨウ素剤の配布のシミュレーションのお話。それから一時的な避難、これは志賀原発を例に、そういうことが起こった場合のまさに災害の規模によるわけですが、第一次の避難先については今西部5市を考えているのですが、それにとどまらない規模の状況もあり得るわけですから、その場合の第2の避難先、バックアップ体制ということも、当然、避難計画の要綱においては示さなければいけないと思っています。この点も、あまりセンセーショナルな形にならないように、かといって、そういうことはあり得るわけですから、しっかりと十分議論を尽くした上で位置付けをしていくことも大事なかなと思っています。

この他にも、今日いろいろお話を聞いて、私も大変勉強になりました。原子力防災対策は大変重要な分野ですので、これからもしっかりやっていきたいと思っています。また今後ともご指導、ご助言、ご協力をよろしくお願いしたいと思っています。以上です。

4. 閉会

(片岡部会長)

どうもありがとうございました。ただ今、知事から具体的な今後の進め方等を頂きまして、今後、皆さまのご協力で、具体的な案の作成をしていきたいと思っています。

これをもちまして、本日の県の防災会議、原子力災害対策部会を終了させていただきます。委員の皆さま方には、長時間にわたり、非常に貴重なご意見を賜わりまして、大変ありがとうございました。以上をもって閉会いたします。どうもありがとうございました。